

建設局

【 代 表 課 】

土木総務課 048 - 829 - 1483 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3		
1	(歳入)道路復旧費原因者負担金		1		1								1	道路を損壊した原因が明らかな時は、その原因者に復旧工事費用を負担させることができる。		これまで催告及び督促などを実施しているが、今後分割納付等も考慮し、徴収を行なう。	0.1				1				土木総務課	オ-1		
2	(歳入)道路占用料		1,029,100		1								1	道路法に基づき条例で占用料の額及び徴収方法を定め徴収している。		道路占用料については、申請があり始めて占用料が徴収できることから、公平性を保つために、違法占用についての指導強化、撤去等の方針について検討する。	4.0				1				土木総務課	オ-1		
3	(歳入)土木管理手数料		600										1	1	市有地等境界確認証明書、道路幅員証明及び特殊車両通行許可の各証明手数料をさいたま市事務手数料条例、さいたま市特殊車両通行許可申請手数料条例により1件200円を徴収する。		手数料200円が妥当であるか検証し、条例改正も検討する。	2.0				1				土木総務課	オ-4	
4	(歳入)行政財産使用料		2										4	4	敷地内に設置されているNTT東日本線の電話柱及び支線に対する占用料を徴収する。 占用料は年間1200円/本、120円/本である。		さいたま市道路占用料徴収条例第3条で占用料が定められており、同条例の所管課における今後の対応状況に合わせる。	0.1				1				道路環境課	カ-3	
5	(歳入)行政財産使用料		1,323										1	1	行政財産を使用した場合の使用料 さいたま市行政財産の使用料に関する条例に使用料が定められている。		さいたま市行政財産の使用料に関する条例に定められているため、現状どおりとする。	0.1				1				道路計画課	カ-3	
6	(歳入)市有地等境界確認証明書等手数料		1										1	1	市民に対して、市有地等との境界確認にかかる証明書を交付する。 手数料は、1件当たり200円である。		さいたま市事務手数料条例に定められているため、現状どおりとする。	0.1				1				道路計画課	オ-3	
7	(歳入)行政財産使用料		1										1	1	電柱及びその支線が行政財産内に設置されているため、その使用料として徴収している。 さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条及びさいたま市道路占用料徴収条例第3条により、使用料を定めている。		歳入額が極めて少額である上、相手方が東電、NTTであるため、収入未済の恐れもないため、見直しは不要と考える。	0.0				1				河川課	カ-3	
8	(歳入)住宅用家屋証明手数料		9,750										1	1	自己の住宅用家屋を新築し、又は、取得して1年以内に登記する方に「所有権の保存及び移転登記、並びに抵当権の設定登記」の際に、登録免許税の低減を受けるための「住宅用家屋証明書」を交付し、その手数料を徴収する。(交付及び徴収は各区くらし応援室が行なう) 手数料 1件につき1,300円		当課は単に取りまとめだけであり、歳出についても交付用紙と領収書の作成に係る印刷代だけであることから当課が所管していなければならない理由は見当たらない。現在各区のくらし応援室が交付業務を担当しているが、区ごとの交付数に相当のばらつき(法務局が所在する浦和区、大宮区で6割を占める)があり、将来は法務局が移っていく中央区が大半を占めることが予想されることから、取りまとめ業務は交付業務と事務効率の観点から一元的に集約することが望ましい。						1				建築総務課	ク-1
9	(歳入)建築確認申請等手数料		36,921										1	5	建築確認申請の審査、建築基準法に規定されている許可・認定・承認、及び建築基準法に基づく中間・完了検査を行い、さいたま市建築等関係事務手数料条例にもとづき、建築確認申請等手数料を徴収する。		平成19年6月20日に、建築確認・検査の厳格化を柱とする改正建築基準法が施行された。それに伴い確認申請の審査・完了検査等に係る業務量が増加したため、これらの業務に係る手数料を改正し、平成22年7月1日より施行します。					1				建築行政課	ク-1	
10	(歳入)市営住宅使用料		656,230		1								3	3	市営住宅等の維持管理費用に当てるため、市営住宅等の入居者から徴収する使用料である。 使用料の額は、公営住宅法施行令の規定に基づき、入居者の所得及び住宅の立地・規模・築年数・設備により決定される。		徴収コストを削減するため、口座振替未利用者に対し勧奨を行うことによって、口座振替の利用率を更に高め、期限内納付を推進する必要がある。	0.4				1				住宅課	オ-2	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実 施 方 法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3	
11	(歳入)住宅駐車場使用料		26,336			1									3	市営住宅の共同施設として整備された駐車場の利用者から徴収する使用料である。使用料の額は、各駐車場ごとに近傍同種の駐車場の料金と均衡を失しないように定めている。		入居者の高齢化等により、市営住宅入居者の中で利用希望者がおらず、長期間空き区画となっている駐車区画について、国土交通省関東地方整備局の承認を得た上で、新たに近隣住民等への貸し出しを実施し、歳入の確保に努める必要がある。	0.1				1				住宅課	カ-3
12	(歳入)行政財産使用料		839											1	1	市営住宅の敷地内に設置される電柱等の使用料である。		市営住宅の敷地に設置される電柱等の使用料については、さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づき、さいたま市道路占用料徴収条例に準じて算定することとなっている。	0.1				1				住宅課	カ-3
13	(歳入)住宅手数料	(歳入)優良住宅認定手数料	35											1	1	遊休地など土地利用が進んでいない土地について、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡に係る税制上の優遇措置を講ずることにより、一定の技術基準を満足した良質な住宅の供給の促進に寄与するものであることについて認定する事業に係る事務手数料。		法律に基づく事業に係る事務手数料であり、近年の社会状況に沿った良質な住宅の供給の促進に寄与することを目的としており、事務の充実が必要となる。また、本制度を利用した国独自の補助金制度が成立したことからも、事務の充実を図る必要がある。したがって、事務の充実化に係る事業形態の適格化の検討を含めて継続する。	0.3				1				住宅課	ク-1
14	(歳入)住宅手数料	(歳入)長期優良住宅認定手数料	8,175											1	1	住宅を長期にわたり良好な状態で使用することにより、解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負担を軽減するとともに、建替に係る費用の削減によって市民の住宅に対する負担を軽減することを目的として、そのための措置が講じられた住宅について認定する事業に係る事務手数料。		平成21年6月に施行された法律に基づく事業であり、近年の社会状況及び循環型社会のあり方が時代背景にあることから、事務の充実を図る必要がある。したがって、事務の充実化に係る事業形態の適格化の検討を含めて継続する。	0.5				1				住宅課	ク-1
15	(歳入) 南下新井汚水処理場 使用料事業		10,800											1	3	本施設を維持管理するための経費の一部として、施設を利用するものに下水道使用料に準じた使用料を賦課するものです。		汚水処理に係る使用料であることから、収入未済の削減に努めて事業を進めてまいります。					1				下水道総務課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
16	道路管理事業(土木総務課)	一般管理業務	36,850	C			1		1					1	道路管理者が道路管理事業を行う上での一般管理業務で、主な業務として各種協議会・研修会等に関する業務、事務機器の賃貸借及びその管理、維持に関する業務、事務用品の購入などに関する業務、車両の維持管理に関する業務、道路事故賠償責任保険等の加入に関する業務について、その予算の執行及び管理等を行う	ク	本業務は、道路管理事業全体の執行を推進するための一般管理業務であることから、道路管理事業全体の中でその有効性を常に検討し、経費の削減に努めていく必要があるが、特に、各種協議会への負担金等については、新たな目でその有効性について、検討していく。また、そのほかにも現在各課ごとに行っている事務機器等の賃貸借業務について、共通するものを一括して契約事務を行うことによる、事務の軽減とコストの削減の可能性を検討していく。	1.0				1		1		土木総務課	オ-9
17	道路管理事業(土木総務課)	道路台帳事業	150,268	A										1	道路法の規定に基づき道路管理者が行う管理事務で、道路台帳の整備を行うと共に道路台帳の閲覧、市民に密着した窓口業務を実施することにより、市民に向けた正確な情報提供及び道路管理の適正化を図るための事業	ク	認定路線網図をホームページで公開することにより、市民サービスの向上、窓口業務の低減を図る。	8.0	2.0			1			土木総務課	オ-9	
18	道路管理事業(土木総務課)	道路境界確定事業	559,817	A										1	道路法の規定に基づき道路管理者が行う管理事務で、市が管理する道路や水路の境界を確認するものである。	カ	旧浦和・与野エリアは概ね道路区域が確定しているが、旧大宮で40%、岩槻においては区域線測量を始めたばかりのため、北部エリアの道路区域の確定を重点的に進める。	16.0	2.0			1			土木総務課	カ-4	
19	道路管理事業(土木総務課)	道路占用事業	5,014	A										1	道路法の規定に基づき道路管理者が行う管理事務で、占用許可等の窓口業務を実施することにより、道路管理の適正化を図るための事業	ク	道路占用物件のデータベース化を進めることにより容易に占有物が把握でき、窓口業務の効率化が図れる。	5.0				1			土木総務課	オ-9	
20	道路移管事業	道路移管事業	10,900	C										1	地元住民の要望があり、私道の両端が公道に接続した通りぬけ道路の幅員が4m以上で、私道敷地が無償譲渡により所有権移転登記が出来ること等の条件に該当する私道を本市に移管する手続きを進めるために測量をする。	ク	私道移管の条件に合わない要望が多いことから、窓口での相談業務等の負担を減らすため、移管に必要な条件等について市民への一層の周知を図る。	2.0				1			土木総務課	オ-9	
21	河川事務事業(土木総務課)	河川事務事業(土木総務課)	2,555	C										1	河川での事故に対処するための河川賠償責任保険に関する事務及び県内の河川流域の市町村と協力して河川改修事業の推進及び協体制度を高めるための協議会に関する業務。	ク	協会などの負担金について、その金額を含め、有効性並びに必要性などの検討を行い、必要に応じ事務局への提案等を行っていく。	0.1				1	1		土木総務課	オ-7	
22	県臨時地方道償還金負担金	県臨時地方道償還金負担金	770,000	B										1	県との事務委譲協議に基づく事業であり、県が発行した臨時地方道整備事業債(一般分)の元金償還金について、一部を市が負担するもので平成15年度から平成34年度までの20年間で総額194億2千6百万円(岩槻合併に伴い平成17年度から平成20年度までの4年間に負担した10億76百万円を含む)を負担。	ク	平成14年6月13日付け、「埼玉県とさいたま市の間の事務移譲協議に関する確認書」に基づく、平成15年3月24日付け「貸し関係事務及び国県道等に係る県償還金の取扱に関する覚書」に基づく事業であり、「埼玉県とさいたま市の間の事務移譲協議に関する確認書」全体の適正な履行を確保する上から、事業を継続して実施していく。	0.1				1	1		土木総務課	ク-1	
23	道路橋りょう事務事業	道路橋りょう事務事業	3,802	C										1	車両の賃借料や消耗品費など、日常業務を行う上で必要となる経常的な庶務経費	ク	車両の賃借料や消耗品費など、日常業務を行う上で必要となる経常的な庶務経費であり、今後も引続き継続していくものである。	5.0				1	1		道路環境課	ク-1	
24	道路管理事業(道路環境課)	道路管理事業(道路環境課)	14,760	A					1					3	整備済みの道路側溝の種類、流下方向を整理した台帳図を、整備に合わせて毎年修正し、最新の状況を把握する事業である。これにより、問い合わせ等に活用するものである。	ク	道路の構造等に関し基礎的な事項として把握し、主に窓口対応等に活用しているものであり、整備に伴い状況が変化していくものであることから、継続的に実施していくものである。	3.0				1			道路環境課	ウ-3	
25	私道舗装等整備助成事業	私道舗装等整備助成事業	80,000	C										1	市道として認定することが困難な私道の舗装等整備を行う者に対して、費用の一部を助成する	ク	新規に助成を行う路線のほか、本制度により助成を受け一定期間を経過した路線の再助成に対応していく必要があることから、今後も継続していくものである。	1.0				1	1		道路環境課	イ-2	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2
26	道路維持事業	道路維持事業	2,960,323	A								1	2	快適な道路環境を維持するため、道路補修工事や工事に伴う委託等を実施し道路施設等の管理・修繕を行う事業である。	カ	区画整理事業や再開発事業など、新市街地形成の事業に伴い、維持管理の対象となる路線が増加している状況である。安全かつ円滑な道路環境を維持していくためには、更に事業を拡大していく必要がある。	33.0	1.5		1				道路環境課	ケ
27	道路維持事業	スマイルロード整備事業	1,534,675	A								1	2	水溜りの解消、舗装のひび割れやツギハギによる振動がある、側溝に蓋がなく危険を感じるなど、申請に基づき道路環境の改善整備を進める。	カ	生活道路整備の市民要望が非常に多い事業であるうえ、道路は時間の経過とともに劣化していくものであるため、将来に渡り事業拡大の必要がある。	17.0			1	1		道路環境課	工-3	
28	道路整備事業	道路整備事業	1,006,195	A								1	2	市民生活に身近な生活道路の整備は遅れており、消防・救急などの緊急活動の妨げとなる狭隘道路や、また路面排水の悪い道路など様々な問題を抱えている。このため、暮らしの道路整備事業を制度化し、沿道の方々から要望を受理し、生活道路の整備を進める。	カ	狭隘道路や路面排水の悪い道路、舗装の老朽化など市民生活環境の向上ため、早期整備に向け拡大する。	9.0	1.3		1			道路環境課	カ-4	
29	橋りょう維持事業	橋りょう維持事業	1,026,750	A								1	2	橋梁の老朽化による維持管理費のコスト縮減のため策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修、修繕を実施することや震災時における道路ネットワークを確保するために耐震補強工事を実施するなどにより、橋りょう機能を維持し安全で安心な道路環境の向上を図る。	ク	安全で安心な道路環境を確保するため、引続き橋りょうの修繕や耐震補強を実施していく。	7.4			1			道路環境課	ケ	
30	橋りょう整備事業	橋りょう整備事業	216,375	A								1	2	市内の管理道路に架かる橋梁については、河川を跨ぐ橋梁が多数あり、そのうち、河川管理者が河川改修計画を事業化している区間に架かる橋梁については、河川改修断面にあった架け替え整備が必要となる。その橋梁に対し占用許可である河川管理者と協議し、計画に進捗にあわせて整備を行っていく。また、歩行者の安全性確保の目的で、側道橋等を設置する。	ク	河川管理者が河川改修計画を事業化している区間に架かる橋梁については、河川改修の事業効果を発揮するため、支障となる橋梁の架け替えを改修計画にあわせ順次実施していく。	3.2			1			道路環境課	ク-1	
31	交通安全施設整備事業	交通安全施設整備事業	2,194,649	A								1	2	歩行者等の安全な通行を確保するため幹線道路の歩道整備、特に主要駅周辺では防災上の観点から電線類の地中化も併せて行う。また踏切内の歩行空間整備を行う踏切改良、車両や歩行者へ注意喚起を促す路面表示を警察と連携して行うあんしん歩行エリア整備・事故危険箇所緊急対策事業などを実施し、安全かつ快適な道路環境を確保する。	ク	主要な幹線道路は車両の交通量も多く、歩行者・自転車利用者にとっては危険が多すぎる。幼児から高齢者、障害のある方々も誰でも安全で安心して通行できる歩行空間を整備することが必要であるため、整備効果や費用を考慮し実施する。	16.6			1			道路環境課	オ-6	
32	受託事業	受託事業	0										2	主に教育委員会などから校庭整備などの土木工事の依頼を受け、工事担当課として受託し設計・施工を行う。		工事担当課としての予算書に計上されないため事務量の実態がわかりにくく、本来の自課予算執行に支障を及ぼす原因となっていることから、体制を含めた改善が必要である。	1.6						道路環境課	工-3	
33	道路管理事業	道路管理事業	24,109	A								1	1	国県道及び基幹市道の整備を推進するための、取得事業用地の維持管理、及び暫定整備を行う。	ク	道路整備を行うために必要な、取得した用地の管理を行う必要があるため。	1.8			1	1		道路計画課	カ-3	
34	道路新設改良事業	道路新設改良事業	3,398,442	A								1	1	交通基盤となる幹線道路網を整備し、計画的に道路新設及び、道路拡幅改良を行い市内の交通渋滞の緩和や快適な市民生活及び円滑な都市活動のための事業	ク	快適な市民生活と円滑な都市活動を確保するため、国県道及び基幹幹線市道の道路新設・拡幅改良整備が引き続き必要のため。	22.0	1.0		1	1		道路計画課	ケ	
35	国直轄道路事業負担金	国直轄道路事業負担金	800,000	A								1	4	道路法第50条の規定に基づき、国土交通省が直轄で施行する国道16号、17号、298号の新設、改築、維持修繕、管理等に対する負担金	ク	道路法第50条に基づき、国道の新設、改築、維持、管理等に要する費用を負担するものであるため。	1.0			1	1		道路計画課	イ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
36	街路管理事業	街路管理事業	238,465	A									1	1	街路の整備を推進するための、取得事業用地の維持管理、暫定整備及び工事完了後の家屋補償などの管理を行うもの。	ク	街路整備を行うために必要な、取得した用地及び工事完了後の家屋補償などを行う必要があるため。	1.8			1		1		道路計画課	カ-3	
37	街路整備事業	街路整備事業	9,134,136	A									1	1	交通基盤となる幹線道路網を整備し、計画的に都市計画道路の整備を行うことにより、交通渋滞の緩和や快適な市民生活及び円滑な都市活動のための事業	ク	快適な市民生活と円滑な都市活動を確保するため、都市計画道路の整備が引き続き必要なため。	28.0		1.0	1		1		道路計画課	ケ	
38	道路管理事業	道路管理事務事業	3,308	C									1	1	国県道及び基幹市道の整備を推進するための研修会・講習会等の負担金及び一般事務経費等	ク	道路整備を行うために必要な事業用地を管理する事務的経費であるため。	0.2			1		1		道路計画課	ク-1	
39	街路管理事業	街路管理事務事業	11,950	C									1	1	街路の整備を推進するための研修・講習会などの負担金及び一般事務経費等	ク	街路の整備及び取得用地の管理を行うために必要な事務的経費であるため。	0.2			1		1		道路計画課	ク-1	
40	河川維持管理事業	河川維持管理事業	782,624	C									1	3	行政財産としての河川・水路における草刈、清掃等の維持管理、ポンプ施設の維持管理、緊急水害時におけるポンプ、土のう等の設置。	ク	市民の安心・安全を守るために河川の維持管理は不可欠であり、事業は継続すべきであると考ええる。	5.9	0.2	0.2	1		1		河川課	オ-6	
41	水辺環境整備事業	水辺環境整備事業	8,572	C		1	1							1	3	ホタルを飼育施設で飼育し、大谷ホタルの里において幼虫を放流する。 鴻沼川浄化施設の維持管理。	ウ	鴻沼川浄化施設の維持管理については河川維持管理事業に移管し、ホタル関連事業については廃止も含め検討する。	0.1	0.0	0.0	1		1		河川課	オ-6
42	河川改修事業	準用河川改修事業	496,313	C									1	3	浸水被害を軽減し、流域の市民の安全を守るため、川幅を拡幅し、川底を掘り下げる等により、滝沼川、新川などの準用河川の改修工事を進め、1時間当たり30～50mmの雨量に対応する整備を行う。	ク	浸水被害の軽減と治水安全度の向上のため、事業を継続すべきと考ええる。	3.7	0.1	0.1	1		1		河川課	ク-1	
43	河川改修事業	流域貯留浸透事業	148,000	C									1	3	都市化の著しい河川流域における雨水流出量の増大等に対応するため、流域内の小中学校及び公園に貯留浸透施設の設置を進め、治水安全度の向上を目指します。	ク	浸水被害の軽減と治水安全度の向上のため、事業を継続すべきと考ええる。	1.1	0.0	0.0	1		1		河川課	ク-1	
44	河川改修事業	高沼用水路整備事業	20,000	C									1	3	基本的な治水条件を満たしながら、市民参加による川づくりを通じて親水的な憩いの場所を提供する。 高沼用水路の歴史性、文化性、環境を活かし水と緑のネットワーク軸として水辺の歩行環境を用地買収は行わずに整備する。	カ	マニフェスト事業として、今後事業を拡大していく。	0.2	0.0	0.0	1		1		河川課	オ-6	
45	河川改修事業	普通河川改修事業	2,135,961	C									1	3	普通河川としては、東宮下雨水渠、滝沼川堤外水路、宮前川、後谷ツ排水路、山崎排水路等があります。又、東宮下調節池の整備においては、憩いの場所を併せて提供します。 市民の安全を守るため、浸水被害を軽減し治水安全度の向上を目指して整備を進めております。	ク	浸水被害の軽減と治水安全度の向上のため、事業を継続すべきと考ええる。	16.0	0.6	0.6	1		1		河川課	ク-1	
46	河川事務事業	河川事務事業	4,275	C									1	1	河川事業の管理運営を円滑に処理する事務。	ク	コスト削減に留意しながら、継続すべきと考ええる。	0.0	0.0	0.0	1		1		河川課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
47	災害復旧費	災害復旧費	2	C									1	1	大規模災害発生時の科目設定	ク	科目設定のみを目的とするため。	0.0	0.0	0.0	1				河川課	ク-1
48	建築総務事務事業	建築審査会事務事業	1,826	A									1	1	建築基準法の規定により、特定行政庁の例外許可等に対して、公正・中立な立場で審査し適切なものに対し同意を行う。 行政不服審査法及び建築基準法の規定により、建築主事、特定行政庁・指定確認検査機関の処分等に関する審査請求に対して、審査・裁決を行う。	ク	本事業は法に設置が規定されており、市が例外許可等を行なうにあたり当該配置計画や建物の安全性などを審議し、支障がないと判断した場合に同意を行なうことで、建物が建てられることとなり、また、審査請求に対する審議・裁決を行なうため継続実施以外は有り得ない。	0.8			1		1		建築総務課	ク-1
49	建築総務事務事業	中高層建築物の建築等に伴う紛争の防止・調整事業	1,512	C			1							1	当事者(建築主・施工者・近隣住民)を対象として建築計画の事前公開ならびに事前説明を行うことで、建築主と近隣住民との話し合いの場を設け紛争を未然に防止し、紛争が生じた場合にはあせせん・調停を行い紛争の調整に努める。	ウ	中高層建築物以外に紛争が生じやすい建物(葬祭場・ホテル等)で、これまで別個の条例や要綱で扱ってきたものを特定建築物として中高層建築物等条例に集約して行く。	0.4			1				建築総務課	ウ-3
50	建築総務事務事業	ホテル等建築適正化事業	407	C			1	1						1	市内に計画されるホテル等を対象として、条例の基準に適合するよう指導し、ホテル等建築審議会の審議を経て同意を得る。	ウ	条例に規定してある手続きに係る部分と施設基準に係る部分を分離し、手続きに係るものは中高層建築物等条例に編入し、施設基準に係る部分は廃止若しくは旅館業法を所管している保健所への移管を検討して行く。	0.2			1				建築総務課	ウ-3
51	建築総務事務事業	葬祭場建築等に伴う紛争の防止事業	260	C			1	1						1	計画の事前公開及び近隣説明を確実に実行させることで葬祭場の建築等に伴う紛争の防止を図っていくとともに、紛争となった場合のあせせん及びもの別れに至った場合に申し出により相談員による相談を行なっている。	ウ	中高層建築物以外で紛争が生じやすい葬祭場は、これまで別個の要綱で扱ってきたが、今後は、特定建築物として中高層建築物等条例に集約して行く。	0.2			1				建築総務課	ウ-3
52	建築総務事務事業	住宅用家屋証明取りまとめ事業	185	A									1	1	自己の住宅用家屋を新築し、又は、取得して1年以内に登記する際に「所有権の保存及び移転登記、並びに抵当権の設定登記」の際に、登録免許税の低減を受けるための「住宅用家屋証明書」を交付し、その手数料を徴収する。(交付及び徴収は各区くらし応援室が行なう) 手数料 1件につき1,300円	エ	当該は単に取りまとめだけでなく、歳出についても交付用紙と領収書の作成に係る印刷代だけであることから当該が所管していなければならない理由は見当たらない。現在各区のくらし応援室が交付業務を担当しているが、区ごとの交付数に相当のばらつき(法務局が所在する浦和区、大宮区で6割を占める)があり、将来は法務局が移っていく中央区が大半を占めることが予想されることから、取りまとめ業務は交付業務と事務効率の観点から一元的に集約することが望ましい。	0.3			1				建築総務課	オ-9
53	建築総務事務事業	管理業務事業	2,116	C										1	部筆頭課として部内各課への連絡・照会取りまとめ及び、政令市移行に伴い参加する他の事務事業に属さない会議などへの参加負担金及び出張旅費などの管理業務	オ	同一会議に複数の課が出席しているケースもあることから、出席する課を精査し提供された資料の共有化を図ることで経費の削減につなげて行く。また、政令都市の指定要件が緩和し今や20市を擁する現時点では、大都市会議そのものあり方も検討する時期にきているのではないかと、(参加しない会議があっても良いのでは、若しくはグループ分けしていくことも考えられる)	2.4			1		1		建築総務課	オ-7
54	建築総務事務事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく事業	5	C									1	1	法の規定に基づき、旧耐震基準により建築され、かつ、多数の人々が利用する一定規模以上の建築物の所有者等に対して、地震に対する安全性の確保に必要な指導、指示、助言を行う。また、法の基準に適合すると認められる耐震改修計画について、建築物の所有者等からの申請に基づき認定を行う。	ク	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により所管行政庁(建築主事を置く市町村の長)に委ねられた事業であるため、市の裁量で廃止や縮小、また、類似事業が無いため統廃合、移管は困難であるが、他の所管行政庁の取組みを調査し、工夫の余地について検討を行なう。	0.1			1				建築総務課	ク-1
55	建築総務事務事業	既存建築物耐震補強等助成事業	338,979	C										1	旧耐震基準により建築された民間の住宅や、多数の人々が利用する建築物の耐震化に関する情報提供や耐震化促進のための啓発、知識の普及を行うとともに、これらの建築物の所有者等が行う「耐震診断」、「耐震補強設計・工事」及び「建替え工事」に必要な費用の一部を助成することにより既存建築物の耐震化を促進し、地震災害に強い街づくりを推進する。	カ	旧耐震基準により建築された既存建築物の耐震化の推進は、地震による死者数や経済的被害を減少させるために最も有効な対策であることから、パンフレット等の自治会へ回覧、住宅団地の各戸への直接配布などにより、情報提供や啓発活動を強化するとともに、「さいたま市建築物耐震改修促進計画」に目標として掲げる「平成27年度の耐震化率90%」を目指し、事業を拡大する。	2.5	0.8		1				建築総務課	イ-3
56	建築総務事務事業	被災建築物応急危険度判定事業	500	C										1	大地震により被災した建築物の調査を行い、その後に発生する余震などによる倒壊、外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などの危険度を速やかに判定し、被災建築物の居住者や付近を通行する歩行者にその情報を提供することにより、被災後における二次的災害を防止するための官民協働による応急危険度判定の実施体制を整備する。	ク	埼玉県、県内の市町村及び民間建築関係で組織する「彩の国既存建築物地震対策協議会」での活動や情報交換を通じ、また、他の指定都市の取組みを調査、研究し、官民との役割分担や協働による実効性のある応急危険度判定の実施体制を整備する。	0.7			1				建築総務課	オ-9

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
57	建築総務事務事業	既存建築物アスベスト対策事業	17,029	C				1				1		吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、安心して安全な生活環境の確保を図るために、吹付けアスベスト使用の有無に関する分析調査、除去工事などの費用の一部を助成(分析調査の上限:25万円、除去工事の上限:工事費の2/3かつ600万円)するとともに、建築物の所有者等に対する啓発活動や知識の普及を行う。	ウ	環境部局が実施している吹付けアスベスト対策事業との事務事業の一元化による効率性、実効性の向上を図るため、事業の統合を検討する。	0.6				1				建築総務課	イ-3
58	建築総務事務事業	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく事業	89	A								1		法の規定に基づき、建築物の解体、新築・増築工事や土木工事において発生する木くず、コンクリートなどの建設資材に関する分別解体等計画書の受理、審査、現地の立入調査等を行い、分別解体等の促進及び資源の有効利用の確保に必要な勧告、指導、助言を行う。 (「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(第8条)」に基づく建築主事を置く市町村への委譲事務)	ウ	法律により所管行政庁(建築主事を置く市町村の長)に義務付けられており、市の裁量で本事業を廃止することはできない。なお、同法が規定する「届出 分別解体 搬出 処分(再資源化)」のうち、「搬出」までを建築部局が、「搬出」以降を環境部局が所管していることから、届出から処分までの一括監視による事務事業の効率性、実効性を高めるために、事業の統合を検討する。	1.8				1				建築総務課	ウ-3
59	建築総務事務事業	九都県市建設リサイクル検討会に関する事業	48	C				1				1		九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)における建設リサイクルに係る共通の課題や取組みについて、広域的な連携により検討を行い、建設リサイクルの向上と資源循環型社会の実現を図る。	エ	関東圏の都県及び他の指定都市との連携は必要のため事業は継続するが、各自治体の担当部署は技術管理や建設副産物部門が多く、建築行政部署が担当しているのはさいたま市、相模原市のみであることから、技術管理課などへの事務事業の移管を検討する必要がある。	0.2				1			建築総務課	エ-3	
60	建築総務事務事業	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく事業	148	A								1	1	法の規定に基づき、延べ床面積300㎡以上の建築物の新築、増改築や、延べ床面積2,000㎡以上の建築物の大規模修繕・模様替に際して提出される「省エネルギー措置に関する届出書」及び「維持保全状況報告書」を受理、審査するとともに、省エネルギー措置や維持保全状況が著しく不十分なものに対し、変更指示命令や勧告等を行い、資源の有効利用、エネルギー使用の合理化を推進する。	ク	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」のうち第5章建築物に係る措置等の部分は、所管行政庁(建築主事を置く市町村の長)に義務付けられており、市の裁量で事業を廃止することはできない。なお、法改正により今年度から届出の対象となる建築物の規模が2,000㎡から300㎡に引下げられたため、届出件数が大幅に増加することが予想されることから組織体制の強化を行った。	0.1	1.6			1			建築総務課	ク-1	
61	建築総務事務事業	建築物環境配慮制度(CASBEE)に関する事業	95	C				1				1		条例に基づき、延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築に際して提出される「建築物環境配慮計画」を受理するとともに、その内容を公表する。また、提出された建築物環境配慮計画における措置が「建築物環境配慮指針」に照らして不十分な場合には、建築主に対して指導及び助言を行い、環境への負荷の低減化を図る。	ク	「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づくものであり、環境への負荷の低減、地球温暖化防止に資する事業であるため、廃止や縮小などは困難だが、関東圏の指定都市を含む他の行政庁の取組みを調査し、工夫の余地について検討を行なう。	0.1	0.6			1			建築総務課	ク-1	
62	建築総務事務事業	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく事業	6	C								1	1	多数の人々が利用する一定規模以上の建築物の建築、修繕、模様替等に際し、建築主、所有者、管理者等から提出された建築計画や維持保全計画について、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性が法令の基準に適合しているものに、法第17条及び第18条の規定に基づく認定を行う。	ク	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により所管行政庁(建築主事を置く市町村の長)に委任された事業であるため、市の裁量で廃止や縮小、また、類似事業が無い場合、移管は困難であるが、他の所管行政庁の取組みを調査し、工夫の余地について検討を行なう。	0.2				1			建築総務課	ク-1	
63	建築総務事務事業	「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(埼玉県建築物バリアフリー条例)」に基づく事業	14	B								1	1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく付加条例として施行された、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」について、同条例第10条の規定に基づき認定を行う。 (「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(第2条 別表第109項)」に基づく委譲事務)	ク	「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により県内の特定行政庁(建築主事を置く市町村の長)に委任されている事業のため、市の裁量で事業を廃止することはできないが、条例により付加された条項の緩和や認定基準について県との調整を図っていく。	0.3				1			建築総務課	オ-5	
64	建築総務事務事業	「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に関する事業	79	C				1				1		条例の規定に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多数の人々が利用する特定生活関連施設(建築物)の新築等の際に提出された届出の審査、工事完了検査などを通して、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の確保に必要な勧告、指導、助言を行なうとともに、整備基準に適合していると認められる建築物の所有者等に対し、適合証を交付する。	オ	高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性を確保するために必要な事業であるが、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」は誘導条例であり、強制力を伴わないことから、条例の実効性を確保するために事務の改善が必要である。	1.3				1			建築総務課	ウ-3	
65	建築総務事務事業	狭あい道路拡幅整備事業	66,819	C								1	1	良好な住環境の形成に向けた道路の拡幅整備を促進するために、建築基準法第42条第2項に基づく道路後退用地の所有者からの寄付に際し、所有権の移転に必要な測量及び分筆登記費用の一部を助成するとともに、受納後の後退用地の整備を道路部局に依頼する。	ク	幅員4mの道路として整備されるまでの間、後退用地を暫定的に整備して元道と一体的に維持管理することは、通行上の安全確保のために必要である。なお、道路後退用地の受納は、将来の道路整備に向けたものであるため、道路部局との更なる連携、調整を図り、事務の効率化を検討する。	2.3				1			建築総務課	オ-9	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
66		ワンルーム形式集合住宅の 指導事業													ワンルームについては手続き事務を中高層等条例に統合して いきたいと考えているが、国がワンルームのあり方を踏ま えた調査を行うこととしていることから、国の示す方向性が 定まった時点で統廃合の可否を含めた検討を進めていき たい。										建築総務課	ウ-3	
67	建築確認事務事業	建築確認審査業務	16,819	A								1	5	建築確認申請の必要な建築物等が建築基準関係規定に 適合していることを確認し、安全で良質な建築物等の確保を 図る。また、それらの建築物の確認や検査等に関する履歴情 報を台帳に整備し保存することにより、市民に対して建築確 認等の手続きに関する情報の提供サービスに寄与する。	ク	建築基準法に定められた業務であり、今後も効率の向上を 目指して事業を継続して行く。	15.3		4.0	1			1			建築行政課	ク-1
68	建築確認事務事業	中間・完了検査業務	1,303	A								1	1	建築確認を受けた建築物等を対象に、工事中に中間検査、 完成時には完了検査を実施することで建築基準関係規定に 適合した建築物等を確保する。	ク	建築基準法に定められた、検査制度であり、適正、適確に 事業を継続して行く。	4.6				1				建築行政課	ク-1	
69	建築行政事務事業	建築協定業務	239	A								1	2	地域の住民からの発意により、その任意の範囲の土地所有 者・借地権者等の全員の合意のもと、住宅地としての良好 な環境や商店街としての利便を、より高度に維持・増進す ることを目的として、建築基準法以上のルールを地域の住民 が取り決め、特定行政庁が建築協定として認可する。	ク	建築基準法で定められた地域の住民からの発意によるまち づくりの手法であり、パンフレット等により周知を図り継続し ていく。	0.5				1				建築行政課	ク-1	
70	建築行政事務事業	指定道路業務	5,599	A								1	2	行政区域内に存在する道路が建築基準法の第42条第11項第4 号・第5号、第42条第2項、第42条第4項及び第68条の7に該 当する道路か調査し、その種別を明記した指定道路図と指 定道路調書を作成し、地理情報システム内に追加した指定 道路情報管理システムで常時閲覧に供する。また、指定道 路情報管理システムの運用管理を行う。	ク	建築基準法で定められた業務であり、適正なシステム運用 管理を行い、継続していく。	1.0				1				建築行政課	ク-1	
71	建築行政事務事業	道路位置指定業務	495	A								1	2	一団の土地を建築物の敷地として利用するにあたり、申請 された土地を対象に建築基準法に基づく政令等の基準に適 合しているか否かを審査し、道路の位置を指定する。	ク	建築基準法で定められた業務であり、適正かつ迅速に審査 業務を行い、継続していく。	1.3				1				建築行政課	ク-1	
72	建築行政事務事業	許可・認定・承認の審査業務	0	A								1	1	建築基準法に規定されている許認可の申請がなされた物件 について、その建築物の敷地、配置、規模及び用途につ いて、安全、防火、避難及び通行上の観点等、各基準に基づ いて総合的に判断し、支障のないものと認められるものにつ いて、同法の規定により許可・認定・承認の処分を行う。	ク	建築基準法で定められた業務であり、適正かつ迅速に審査 業務を行い、継続していく。	3.9				1				建築行政課	ク-1	
73	建築行政事務事業	特殊建築物等定期報告指導 業務	7,515	A								1	2	定期報告対象建築物等の所有者又は管理者に対して、建 築基準法第12条第1項及び第3項に基づき建築物(共同住 宅、学校、映画館、物品販売業を営む店舗等)、建築設備及 び昇降機等について、適切な維持管理がされているかどう かを1級建築士等が調査又は検査し、特定行政庁は、その 報告を受け是正等の指導を行う。	ク	建築基準法で定められた報告制度であり、適正かつ迅速に 事業を継続して行く。	1.8				1				建築行政課	オ-9	
74	建築行政事務事業	違反建築物の指導業務	4,900	A								1	2	市民の情報提供及び定期的な建築パトロールにより、疑義 のある建築物等を発見し、その状況を調査し、建築基準法 に抵触していることが判明した場合、その建築物等が法令 に適合するように是正指導等を行う。	ク	建築基準法で定められた違反建築物等に対する是正措置 であり、問題が解決するには長時間を要するので、地道な 指導を根気強く行う。	6.2				1		1		建築行政課	ク-1	
75	建築行政事務事業	防災査察指導業務	12	C								1	1	建築物等を常時適法な状態に維持するために、その所有者 等に対して、その建築物の防災対策の維持と促進を促すこ とを目的として、査察指導を行う。	ク	既存建築物の総合的な防災対策について、適正かつ迅速 に事業を継続して行く。	1.9				1		1		建築行政課	オ-9	
76	市営住宅維持管理事業	市営住宅維持管理事業	545,040	C	1	1							2	公営住宅法第3条の規定に基づき、住宅に困窮する市民に 対して、適正な管理の下、良質な住宅を低廉な家賃で供給 する事業。	ク	高齢社会を迎えるにあたり、良質・低廉な市営住宅への ニーズはますます高まっていることから、継続して市営住宅 を供給していく必要がある。未収納金については、年々少 づつではあるが減少させている。	2.0				1	1	1		住宅課	ケ	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3
77	市営住宅維持管理事業	市民住宅維持管理事業	2,549	C		1	1	1	1				2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条の規定に基づき、中堅所得者向けに居住環境が良好な賃貸住宅を供給する事業。	オ	空き住戸を解消するために、子育て世帯や若年世帯向けの家賃減額制度を積極的にPRすることにより、子育て支援住宅としての市民住宅の継続を図る必要がある。	0.5				1				住宅課	ケ
78	市営住宅維持管理事業	市営住宅等長寿命化計画策定業務	7,686	C		1							2	さいたま市ストック総合活用計画を継承し、市営住宅の全てのストックについて、効率的かつ円滑な維持管理を実現するため、廃止、移転、建替、集約を含めた予防保全的な維持管理を計画的に推進することによりストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの適正化とともに、人口推移等の地域特性を踏まえた市営住宅の長寿命化計画を策定するための業務。	ク	本計画策定により、本市の市営住宅ストックを個別具体的に維持管理する計画及び大規模改修等の計画が具体化され、個々の団地に対して長期にわたり安全で安定的な供給が可能となることから、市の財政状況や将来の人口統計等を考慮し、最善の計画となるよう検討しつつ継続する。また、5年以内ごとにその計画がその時の財政状況等に対し、的確なものとなっているか見直し(方向修正)をおこなっていく。なお、平成26年度より本計画に記載されている維持管理の具体的内容が国庫補助の対象となる。	1.2				1				住宅課	ケ
79	浸水住宅改良資金貸付事業	浸水住宅改良資金貸付事業	1,540	C		1	1	1		1	1		1	浸水被害を受けた住宅の改良資金として、自己資金のみでは工事費を負担することが困難であると認められる市民を対象に、融資貸付により経済的不安の解消を図る。なお、改良資金の対象となる工事は、住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事と改築における土盛り等の基礎工事となっている。	ア	融資対象を浸水住宅に限定している制度であり、河川・道路の整備等により浸水住宅が著しく少なくなったことや、民間においても各種リフォームローンが用意されており、利用者がいないため制度廃止も含めて見直しが必要である。	0.1				1			住宅課	ア-1	
80	長期優良住宅認定事業	長期優良住宅認定事業	999	A									1	住宅を長期にわたり良好な状態で使用することにより、解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負担を軽減するとともに、建替に係る費用の削減によって市民の住宅に対する負担を軽減することを目的として、そのための措置が講じられた住宅について認定する事業。なお、認定により、所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税について控除の割合が優遇される。	ク	平成21年6月に施行された法律に基づく事業であり、近年の社会状況及び循環型社会のあり方が時代背景にあることから、事務の充実を図る必要がある。したがって、事務の充実化に係る事業形態の適格化の検討を含めて継続する。	0.5				1			住宅課	オ-10	
81	住宅政策推進事業	住宅政策推進事業	704	C		1		1					2	マンション管理セミナー・相談会を開催し、マンション関係者のマンション管理に関する意識の高揚を図る。また、リフォームを考えている市民の方が安心して適切なリフォームを行なえるように支援する。	オ	マンション管理相談やリフォーム相談については、県においても同様の事業を実施しているが、実施箇所や実施日が相違し、対応件数にも限度があり、今後マンション管理組合の問題やライフサイクルコストを意識したリフォーム相談の需要も増してくると予想されるため事業は継続するが、今後はコストを抑えた事業についての検討を行なう。	0.5				1	1		住宅課	ア-2	
82	民間優良賃貸住宅整備助成事業	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	17,280	C									4	高齢者世帯(60歳以上の単身・夫婦世帯)を支援するため、高齢者が安全に安心して居住できるように、「バリアフリー化」され、緊急時対応サービス、の利用が可能な民間賃貸住宅を高齢者向け優良賃貸住宅と認定し、家賃の補助を行っている。	ク	賃貸住宅を探すにあたり、配慮を要する高齢者が、安全で安心して居住を確保するためには優良な賃貸住宅の供給を必要とする。そのため、継続して高齢者に配慮した民間賃貸住宅への家賃減額補助を行う。	0.8				1	1		住宅課	ケ	
83	民間優良賃貸住宅整備助成事業	特定優良賃貸住宅供給促進事業	2,088	C		1							4	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、民間事業者等が供給する中堅所得者向けの居住環境が良好な賃貸住宅を特定優良賃貸住宅と認定し、住宅を供給する民間事業者等に対して、建設費補助及び家賃減額補助を実施している。	オ	近年では、中堅所得者向けの賃貸住宅へのニーズは低くなっていることから、新規認定については行わないこととする。しかし、既存認定物件については、入居者の居住の安定を図る必要があることから、引き続き家賃減額補助を実施する必要がある。	0.6				1	1		住宅課	ケ	
84	市営住宅建設事業	市営住宅建設事業	2,056	C		1							1	住生活基本法、公営住宅法、同施行令、同施行規則及び公営住宅等整備基準の立法趣旨に基づき、住宅に困窮し必要とする市民に対して、長期に亘って安定的な供給を図るため、市営住宅の建設を行なう。	ア	前年度、春野住宅の新規建設工事が完了し、木造住宅の居住者移転が終了しつつあることから、今後は近年の社会情勢経済状況を踏まえ、一律的な建設計画から脱却し、現代社会が抱える高齢化等の時代背景に対応していない住宅等を中心に、長寿命化計画に基づき、人口の推移等将来のさいたま市のあり方を踏まえた市営住宅の建設計画に方向を修正するため、新規の建設事業を一時凍結し、今後一層の高齢化社会に対応した住宅の適正ストック確保を目指していくうえで必要となる場合に、費用対効果等総合的な判断のもと事業を再開する。	0.9				1	1		住宅課	ケ	
85	市営住宅建設事業	市営住宅建替事業	0	C		1							1	本市の市営住宅は昭和40年代までに建設され、建設後35年以上経過した住戸が多くなってきている。これらは、現代社会が抱える高齢化等の時代背景に対応していない住宅であることから、今後一層の高齢化社会に対応した住宅のストック確保が必要である。したがって、これらの住戸については、市営住宅全体における位置づけを踏まえた統廃合や集約、適正なストック量を考慮し建替を行なう。	オ	近年の社会情勢経済状況を踏まえ、一律的な建替計画を見直し、現代社会が抱える高齢化等の時代背景に対応していない老朽化住宅等を中心に、長寿命化計画に基づき、人口の推移等将来のさいたま市のあり方を踏まえた市営住宅の建替計画に方向を修正し、今後一層の高齢化社会に対応した住宅の適正なストック確保を目指すため、費用対効果等総合的な判断を加える等、計画の改善に取組みつつ事業を継続する。	1.1				1			住宅課	ケ	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
86	営繕事務事業(営繕課)	営繕事務事業(営繕課)	3,564	A									1	2	学校、保育園、公民館、消防庁舎等の市有施設の保全工事や新たな行政需要に基づく新增改築工事の設計業務と工事監理業務を行う。	ク	公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に基づき、市有施設の新増改築等の設計及び工事が工事請負契約等の適正な履行を確保するために必要な監督業務を行っています。また、業務の効率性や効果などについて常に検討を行い業務の改善にも努めています。	14.0			1		1	営繕課	オ-10
87	営繕事務事業(保安全管理課)	市有建築物保全事業	70,664	C									1	2	市有建築物の計画的な保全のため、施設情報の一元化管理を行い、平成27年度を目標に耐震化を図るとともに、保全計画を推進する。	ク	市民に安心して安全に利用できる施設を提供するために、業務について関係部署と調整を行いながら、継続して実施する。	5.5			1		1	保安全管理課	ケ
88	営繕事務事業(保安全管理課)	営繕事務事業	957	A									1	2	市有建築物の耐震化に伴う診断、設計業務及び工事監理を行う。	ク	公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に基づき、市有建築物の耐震化に伴う診断、設計業務及び工事の適正な履行確保に必要な監督業務を行い、業務の効率性について検討を行い業務の改善にも努める。	13.5			1		1	保安全管理課	オ-10
89	営繕事務事業(設備課)	営繕事務事業(設備課)	1,865	A									1	2	学校、保育園、公民館、消防庁舎等の市有施設の建設・改修工事に関する、設備の設計、積算、工事監理などを行っています。	ク	市有施設の適正な設備の設計、積算及び工事監理を維持する為に、継続的、且つ、効率的に業務を行って行きます。	11.0	0.8		1		1	設備課	オ-10
90	南下新井汚水処理場使用料賦課徴収事業	南下新井汚水処理場使用料賦課徴収事業	1,029	C									1	3	南下新井汚水処理場の利用に係る使用料の賦課徴収業務を、水道料金の徴収業務と一元化して実施するために、水道局に対して本使用料の徴収経費等を負担するものです。	ク	現行の一括賦課徴収に対する水道局への委託料負担は継続とするが、今後事務の改善を含めてコスト削減に努めてまいります。	0.1			1			下水道総務課	ク-1
91	下水道事業会計繰出金	下水道事業会計繰出金(基準内)	4,281,397	C		1							1	5	雨水処理に係る経費については一般会計からの繰出金(基準内繰出金)で、汚水処理に係る経費については下水道使用料で負担するのが基本となっています。その雨水処理に関する経費の一般会計からの繰出金です。	ク	公共下水道の供用開始や接続率の向上等に伴う下水道使用料の収入増や、人件費削減、借換債利用による支払利息の節減、及び建設コストの縮減等の経営努力を図りつつ、下水道事業会計繰出金は継続する。				1		1	下水道財務課	オ-8
92	下水道事業会計繰出金	下水道事業会計繰出金(基準外)	4,350,152	C		1	1							5	雨水処理に係る経費については一般会計からの繰出金(基準外繰出金)で、汚水処理に係る経費については下水道使用料で負担するのが基本となっています。本市では汚水処理費が下水道使用料で賄いきれていないことから、汚水処理費の一部を一般会計からの繰出金(基準外繰出金)として繰り入れています。	ク	公共下水道の供用開始や接続率の向上等に伴う下水道使用料の収入増や、人件費削減、借換債利用による支払利息の節減、及び建設コストの縮減等の経営努力を図りつつ、下水道事業会計繰出金は継続する。なお、基準外繰出金については削減努力を継続する。				1		1	下水道財務課	ケ
93	都市下水道維持管理事業	都市下水道維持管理事業	12,720	A										3	桶川市、上尾市、さいたま市を流下する芝川都市下水路の維持管理を3市の共同事業として行っている。見沼伏越場については、さいたま市が事業主体(事業費は3市で負担)となっており、環境保全のため浚渫・草刈等の保守管理を行う。	ク	安心・安全な市民生活を確保するため、芝川都市下水路の見沼伏越場の保守管理事業は継続する。なお、今後については、芝川都市下水路流域の浸水対策の検討を始める。	0.9			1			下水道維持管理課	オ-9
94	排水路維持管理事業	排水路維持管理事業	283,149	C									1	3	市街化区域内にある排水路等の排水施設(公共下水道施設を除く)について、機能確保と環境保全のため維持管理を行う。	ク	安心・安全な市民生活を確保するため、排水施設の維持管理事業は継続する。なお、今後については、計画的な維持管理に努める。	6.0	1.0		1		1	下水道維持管理課	ウ-3
95	芝川都市下水道維持管理負担金	芝川都市下水道維持管理負担金	9,810	A										4	桶川市、上尾市及びさいたま市を流下する芝川都市下水路の維持管理を3市の共同事業で行うための負担金。事業主体は上尾市。	ク	安心・安全な市民生活を確保するため、芝川都市下水路の維持管理負担金は継続する。	0.1			1		1	下水道維持管理課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
96	排水路建設事業	排水路建設事業	286,930	C										1	2	市街地に降った雨を集め、速やかに河川に流して浸水被害を軽減するために既存排水路を整備する。また、雨水幹線整備のみでは雨水を排除できない箇所における局所的な浸水被害対策を講じる事業でもある。	ク	排水路建設事業は、近年の急激な都市化の進展と頻発する想定以上の集中豪雨の影響を背景に、整備に多くの時間と費用を要する下水道浸水対策事業を補完する緊急かつ重要な役割を担っており継続して事業を実施する必要がある。今後は整備した既存施設を下水道計画に取り込む等、下水道浸水対策事業との連携を図りながら事業を推進する。	1.0			1				下水道計画課	ウ-3
97	南下新井汚水処理場維持管理事業	南下新井汚水処理場維持管理事業	22,797	C										1	3	岩槻区大字南下新井の一部及び、大字黒谷の一部合計12.3haを処理区域とする計画処理人口1,500人の汚水を処理している、し尿処理施設の維持管理業務	ク	老朽化が進んでいる施設なので、今後計画的な修繕を行うとともに、耐震対策を行い延命化を図り、施設を継続する必要がある。	1.0			1			下水道処理センター	エ-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 建設局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
98	下水道事業	下水道事業	51,661,167	A	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	生活に身近な都市基盤である下水道の整備により、清潔な市街地の形成を図る。また、安心・安全な都市をつくるため、市街地に降った雨を集め河川に排除する雨水幹線や雨水貯留施設を整備し、浸水被害の軽減を図る。	カ	下水道整備事業については、「しあわせ倍増プラン2009」に基づき、平成24年度末までに普及率を90%にすることを目標とする。なお、経費削減については今後も経営努力を続け、独立採算の原則に基づき健全経営に努める。	144.0	12.0	17.0	1		1		下水道財務課	ケ

